

【住民説明会での説明概要】

(橋下市長)

- ・本日はお忙しい中、多くの皆様にお集まりいただきまして、ありがとうございます。
- ・今回、被災地である岩手県のがれきを受け入れるという方針を発表しまして、実際に大阪市内の焼却工場で焼却をし、大阪市内の埋立処分場に処分する方針を決めました。
- ・市民の皆さんや区民の皆さんが、様々な不安点、疑問点をお持ちかと思っておりますので、本日はしっかりとその疑問点や不安点に関して説明をさせていただきたいと思っております。
- ・ただ、今回のがれきの受け入れ方針は、被災地、岩手県を代表する岩手県知事からの要請に基づきまして、しっかりと大阪としてサポートしていきたいと思っております。
- ・特に、がれきの処理については、大阪でしっかりとやらないと被災地の復興にもつながらない、そういう岩手県知事のお話がありましたので、大阪として、しっかりと被災地をサポートしていきたいと思っております。
- ・安全性については、皆さんが色々ご不安またご疑問を抱かれていますかと思っております。
- ・しかし、我々、大阪府、大阪市が専門家会議を通じて、また環境省の専門家等を通じまして、専門的な見地から色々議論したところ、安全性については問題がないという判断をいたしました。
- ・この安全性についての判断につきまして、我々の考え方の核となる部分は、普通に日常生活を行っていても浴びる放射線量、それと比べても著しく低い放射線量しか発生しないというところであり、今このように日常の生活をしているこの状況で浴びる放射線量、それと比べて、ものすごく多大な放射線量を、さらにこのがれき処理で発するということはありません。
- ・ですから、放射線量についてはゼロとは言いませんけれども、我々が普通に生活をしているときに浴びる放射線量、これも内部被ばくと外部被ばくに違いがあるのではないかと、いろんな議論がありますが、これは専門家の会議の中で内部被ばくと外部被ばく、これも区別なく、また内部被ばくを含めたうえでの基準として、自然に浴びる、日常生活で浴びる放射線量よりも著しく低い放射線しか発しない、そういう結論に達しましたので、今回はがれき処理を行い、しっかりと被災地をサポートしていきたいと思っております。
- ・今日は、皆さんからのご質問にしっかりと答えていきたいと思っておりますので、たくさんの方の意見交換、よろしくお願ひしたいと思っております。

(松井知事)

- ・本日は、説明会にお集まりをいただきまして、ありがとうございます。
- ・処理にあたりましての基本的な考え方は、今、橋下市長からご説明がございました。
- ・知事に就任いたしまして、約 10 カ月。大阪府の知事としての一義的な役割、基本的なものの考え方は、大阪府民の皆さんの生命、財産、生活を守ることでありまして、それをしっかりと捉えながら今仕事をさせていただいております。
- ・今年の 2 月に被災地にまいりましたが、被災地ではまだ復興と呼べるような状態ではなく、多大な震災のがれきが積み上げられたままであります。
- ・同じ同胞として、被災地の皆さんのニーズをしっかりと捉えて支援をしていきたい、そう

いう思いで今回被災地のがれきを受け入れることといたしました。

- ・安全性につきましては、本日ここで皆様方にしっかりと説明をさせていただきたい。
- ・自然界レベル以下のものであるという専門家の皆さんのお答えをいただいております。府民の皆さんの健康被害、そういうものを出すレベルではないということで考えております。
- ・同じ同胞として日本の被災地で、今困られている皆さん方をしっかりサポートしていきたいという思いで引き受けることを決めました。
- ・岩手県の達増知事からも、そういうニーズを是非とらまえて支援をしてほしいということをお聞きしております。
- ・本日は、皆さん方のご意見をしっかりと承りながら、安心して府民の皆さんが暮らせるような形で被災地支援を続けていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 梶原部長)

- ・本日は、このようにご説明させていただく機会を与えていただきました。大変ありがとうございます。
- ・岩手県におきます広域処理の必要性につきまして、ご説明いたします。
- ・岩手県沿岸部につきましては、今回の震災により、全体としては530万トンのごみが出ております。そのうち、いわゆるがれきと呼ばれるものが、395万トンで、そのほとんどは津波の被害で発生したものです。
- ・環境省では、被災地であります岩手県と相談しまして、当初から3つの大きな目標を持ってこの処理にあたってまいりました。
- ・まず、住民の方々が生活しておられる場所のすぐ近くにある廃棄物を目の前からなくす。そういう仮置き場への移動です。これは昨年8月に終了しております。
- ・また、第2の目標につきましては、それ以外に例えば農地でありますとか、そういったようなところに散乱したごみ、これにつきましても仮置き場に移動させるということで、これは24年3月までにほぼ達成している状況です。
- ・第3の目標ですが、平成26年3月末までに処理を終了したいということです。
- ・これは発災からちょうど3年を目途に終了させていただきたいと考えて、進めてきたわけでございます。
- ・阪神大震災におきましても膨大ながれきが出ておりますけれども、約3年でそのがれきの処理が終了いたしました。ぜひとも東北におきましても3年で処理をさせていきたいと思っております。
- ・岩手におきましては原則として、県内の施設を最大限利用して処理をしたい。また、新たに仮設焼却炉も設置して処理を進めております。
- ・特に、岩手県におきましてはセメント工場につきましても使いながら進めておるところです。
- ・それでもなお、3年間という期間ではなかなか処理がしきれないということで、大変申し訳ないのですが、岩手県下では42万トンのがれきにつきまして広域処理をお願いしたいということでございます。

- ・この 42 万トンのうち大阪府、大阪市におかれましては、宮古地区の可燃物 3 万 6 千トンにつきまして、ぜひお願いをしたいと岩手県ともども考えています。
- ・先ほど、市長、知事のほうからおっしゃいましたが、廃棄物の処理は地元の復興にとって極めて重要なこととございます。
- ・ぜひご理解をいただき、岩手県の災害廃棄物を 3 年以内に処理できるように、よろしくご理解を賜りたいと思います。

(環境省 近畿地方環境事務所 廃棄物対策課 馬場課長)

- ・此花区の北港処分場に焼却灰を入れることの安全性についてご説明いたします。
- ・環境省では国立環境研究所の協力を得まして、今年 6 月に北港処分地にがれきを焼却した焼却灰を埋めることについての安全性評価を行いました。
- ・セシウムの移動のイメージとしましては、資料の上の断面図にありますように処分場の地下水面よりも上の部分に焼却灰を埋立てます。
- ・その後、雨が降って焼却灰から水にセシウムが移行します。セシウムが含まれた水は図にあるような評価流線に沿って流れますが、その途中でセシウムが覆土層や廃棄物層で土壌などの粒子と吸着、脱着を繰り返しながら、この矢印の方向に流れていくというものです。
- ・そこで調整池に到達したときに、この図で POC と書いているところに到達するときの濃度が安全かどうかというところを評価いたしました。
- ・その結果、通常の埋立方法でも調整池すなわち POC に到達するまでには、飲料水の基準値である 10 ベクレル/L を下回って安全であると評価されました。
- ・さらに大阪市では、安全安心の観点からゼオライトを焼却灰の下に 20cm 敷いてセシウムをゼオライトに吸収させてセシウムの移動を大幅に遅らせることといたしました。
- ・セシウムは一定の年数により半減していきますので、セシウムの移動を遅らせることでセシウムの総量をさらに減らすことができます。
- ・その結果、調整池 POC に到達する最大のセシウム濃度というのは、243 年後に 0.172 ベクレル/L という、先程申しあげた飲料水の基準 10 ベクレル/L を大幅に下回るという評価をいたしました。
- ・また、仮に埋立中、埋立後に地震が起きた場合も検討しておりまして、焼却灰中のセシウムは、処分場内が津波により満水になったとしても、飲料水の基準を満たしますので安心です。
- ・まとめますと、セシウムはほぼ処分場内で分解され、処分場から放出される量は微量でございますので、ご安心いただきたいと思います。
- ・しかしながら、セシウムを処分場に持ってこられることで、風評被害が生じるのではないかとご懸念が多く寄せられております。
- ・広域処理の対象としておりますのは、セシウム濃度が不検出又は低いものに限っておりますので、本来は風評被害が起きるような性質のものではございませんが、環境省としてはこのような説明会での説明、また積極的な広報活動の取り組みを進めるなど、安全性の説明に万全を尽くして風評を未然に防止することに努めてまいります。
- ・また 6 月 29 日に災害廃棄物の関係の閣僚会議があり、そこで具体的な風評被害の総合

対策を取りまとめました。

- ここではモニタリングの強化や放射能測定データの積極的な発信により、安全性についてご理解いただけるよう丁寧な情報発信に一層努めていくとともに、万が一具体的な風評被害が発生した場合には、環境省が政府の一元的な窓口になり、関係省庁が連携し、迅速な対応が可能となるよう体制を整備してまいります。

(大阪市環境局 玉井局長)

- 広域処理に関しまして、被災地の廃棄物の安全性ですとか、排ガスに関する安全性、また埋立に関する安全性ということで、特にこの3つのポイントについてお手元の資料を元にご説明をさせていただきます
- 被災地の廃棄物の安全性についてですが、今回、受入対象となりますのは、主に木くずなどの可燃物で、安全性が確認をされたものに限っております。
- 岩手県における、選別後の廃棄物の空間放射線量につきましては、実際、私も4月に岩手県の方に、宮古市の方も含めて参りまして、現地での選別の状況を拝見し、また計測をいたしました。1時間あたり0.02~0.1マイクロシーベルトという値になっておりまして、大阪市内の大気中の空間放射線量、0.078~0.08と、岩手県とほぼ同等の数字となっております。
- また、被災地の廃棄物の放射能濃度は、不検出または微量となっております。
- この受入につきましては、国は受入廃棄物の目安値を1kgあたり240ベクレルとしておりますが、大阪府・市では、廃棄物を安全に再利用できる、いわゆるクリアランスレベルである100ベクレルとしております。
- このクリアランスレベルといいますのは、国際原子力機関によりまして「放射性物質として扱う必要がないもの」として定義づけられるものです。
- 焼却後の焼却灰につきましては、国は1kgあたり8,000ベクレルを目安としておりますが、ここでも大阪府・市の専門家の会議でご議論をいただきまして、その1/4にあたる2,000ベクレルとしております。
- さらに、それに加えまして、大阪市では独自に安全指針を策定いたしまして、放射能の測定箇所、あるいは測定の頻度を増やすなど、厳格な管理を一層徹底して行いまして、得られたデータにつきましても、しっかりと公表してまいります。
- 参考までに、放射線量基準値を示しておりますが、私たち日本人は平均で年間1.48ミリシーベルトの放射線を浴びております。世界平均は2.4ミリシーベルトですので、ここに約1ミリシーベルトの差がございます。また、ここに記載をいたしておりますように、それぞれの処理工程で一般公衆が受ける放射線量ですけれども、これは0.01ミリシーベルト以下となりまして、人の健康に対する影響は無視できるという状況でございます。
- 食品中の放射性セシウムの新基準ですが、本年4月に新基準が定められまして、一般食品では100ベクレル、また飲料水では10ベクレルとなっております。
- 排ガスに関する安全性についてですが、まず、今回焼却をいたします舞洲工場につきましては、バグフィルターが備えられております。
- このバグフィルターは微粒子の灰を除去する、高度な排ガス処理装置で、ろ布という円

筒状のフィルターにより、微粒子の灰を吸着除去する機能を持つものです。

- ・放射性セシウムは、微粒子の灰に吸着しますので、バグフィルターによって放射性セシウムを吸着した灰はほぼ 100%除去することが可能となっております。
- ・バグフィルターで処理した排ガスは、クリーンなガスとなって、煙突から排出されます。
- ・埋立に関する安全性について、環境省から先程ご説明もありましたが、北港処分地の個別評価結果をいただきましたので、大阪府の検討会議において改めて専門家の方で吟味をいただきました。
- ・評価結果の概要ですが、放射性物質の吸着能力が高いゼオライトを使用しない通常の埋立工法、これでも埋立処分場に残っている水面での放射性セシウム濃度は、1 リットルあたり 5.39 ベクレルとなっております。
- ・今回は、ゼオライトを敷設した工法を採用いたしますので、0.172 ベクレルまで低減することができ、数値は 97%低くなります。
- ・こうしたことを通じまして、皆様方の安全、安心の確保に万全を期したいと考えております。
- ・ちなみに、先程申し上げましたように、飲料水の新基準は 1 リットルあたり 10 ベクレルということで、十分にこの基準をも下回っております。
- ・なお、放射性セシウム濃度のピークが出現します年数は、通常工法では 166 年後となりますが、ゼオライトを採用することで 243 年後となります。
- ・受入を行う焼却工場については、北港処分地に近い舞洲工場となっております。
- ・冒頭、市長からもご挨拶がございましたように、被災地で処理しきれない廃棄物を、ぜひ大阪府・市の方で協力して引き受けて、1 日も早い被災地の復旧復興の実現に我々も協力したいと考えておりますので、皆様方のご理解をお願いしたいと思います。
- ・安心、安全の確保は、我々も重要な課題と考えております。今申し上げましたように、様々な手順でこの安全性ということを判断し、またデータとしてもこの間、既に公表もいたしております。
- ・今後も受入手続きを進めまして、11 月には試験焼却という運びになりますが、その前にもきちんと説明会を行い、皆様方にもご理解をいただけますように、こうした場を何度か重ねていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(大阪府 環境農林水産部循環型社会推進室 矢追室長)

- ・先日 8 月 3 日に岩手県、大阪府、大阪市の三者が集まり、被災地の廃棄物の処理に関する基本合意を行いました。
- ・この際、岩手県の達増知事からは「今回の大阪府、大阪市による受入は、一日も早い復旧復興に取り組んでいる被災地にとって本当に大きな支援になる」ということをお聞きしました。
- ・廃棄物の受け入れは、被災地である岩手県からの要請を受け、岩手県の早期復旧復興を支援するために行うものであり、基本合意の主な内容は、「受入対象は岩手県の木くず等の可燃物で、放射性セシウム濃度が 1 kg あたり 100 ベクレル以下のものに限る」また、「平成 26 年 3 月 31 日までに上限 3 万 6 千トン进行处理する」また、「安全性確認のための調査などは、岩手県、大阪府、大阪市が協力、分担して行う」というものでございま

す。

- ・岩手県では、重機、人力によりまず粗選別、機械による破碎、選別、それらに加えて再度人力によりまず選別などを行っておりまして、それらの工程を経たものが受け入れる廃棄物です。
- ・写真にありますように、ほとんどが木くずというような状況ですが、これが受入対象となります。
- ・この廃棄物の放射性セシウム濃度につきましては、岩手県などの最新のデータによりまずと、府の受入基準を十分下回っています。
- ・さらに受け入れる廃棄物が府の基準を満たすよう、受入中は現地岩手県におきまして府の職員がきちんと確認いたします。
- ・大阪府では、府民の安全が大前提であるとの考えで、放射線に関する専門家の方々のご意見を十分にお聞きしながら、府内で処理を行う際の技術的な考えや実施方法などを処理指針としてまとめております。
- ・この処理指針を厳正に遵守して、今回の廃棄物の処理を行ってまいります。
- ・廃棄物の処理の流れについてですが、岩手県では一次仮置場で家電製品や消火器などの処理が困難なものを取り除いたうえで、二次仮置場に廃棄物を集めます。
- ・二次仮置場では、廃棄物を燃えるものと燃えないものに分ける、いわゆる選別という作業、さらに廃棄物を破碎してより小さくする作業、さらにそれらの廃棄物をふるい分けて廃棄物に付着した土砂などを取り除く作業などを行っております。
- ・ここできちんと選別、破碎された廃棄物のうち、木くずを中心とした可燃物、つまりごみの焼却工場で燃やすことのできるものだけを受入対象といたします。
- ・これを密閉式のコンテナに積み込み、海上輸送で大阪まで持ってまいります。
- ・港に積降されたコンテナは、陸上輸送で積替施設まで運搬されます。
- ・この積替施設で再度焼却できないものが入っていないことを確認したうえで、コンテナから舞洲工場まで運ぶための車両に積替える作業を行い、舞洲工場まで運搬いたします。
- ・舞洲工場では、これらを一般のごみと混ぜて焼却し、その灰を北港処分地で埋立処分するというのが今回の処理の流れになります。
- ・安全性の確認のための測定についてですが、廃棄物の処理の各段階において大阪府と大阪市が協力して測定を実施し、安全性の測定を行ってまいります。
- ・まず、岩手県の二次仮置場で、受け入れる廃棄物の放射性セシウム濃度のほか、放射線によって人が受ける放射線影響の度合いを示します空間放射線量を測定いたします。
- ・また、他のものからの影響を遮断した空間放射線量であります遮蔽放射線量を測定いたします。
- ・さらに岩手県内の港湾施設での船舶への積み込みにあたりましては、コンテナの空間線量を測定いたします。
- ・これらの測定結果が、すべて府の処理指針の受入基準を満たすもののみ、被災地から廃棄物を搬出するものといたします。
- ・府域に受け入れてからも、港湾施設の敷地境界やコンテナの空間放射線量を測定します。
- ・また、積替施設では敷地境界や作業場の空間放射線量だけでなく、アスベスト濃度も測定いたします。

- ・焼却を行う舞洲工場では、敷地境界や作業場の空間放射線量のほか、焼却灰や排ガス、排水等の放射性セシウム濃度を測定いたします。
- ・埋立を行います埋立処分地では、敷地境界や作業場の空間放射線量のほか、処理前後の排水等の放射性セシウム濃度を測定いたします。
- ・このように各段階できめ細かく空間放射線量などの測定を行ってまいります。
- ・安全性確保のための方針は大きく5つございます。
- ・1つ目は、岩手県から廃棄物を受け入れるにあたり、放射性セシウム濃度が1 kg あたり100 ベクレル以下であること。つまり一般食品の基準以下の安全なものしか受け入れません。
- ・2つ目といたしまして、運搬にあたりましては密閉式のコンテナや荷台シート掛けダンプトラック等を使用し、飛散流出防止対策を徹底いたします。
- ・3つ目といたしまして、各段階できめ細かく測定を行います。異常なデータが出た場合は、速やかに処理を中断いたします。
- ・4つ目といたしまして、廃棄物の処理量や測定データは速やかに分かりやすくホームページ等を用いて公表いたします。
- ・最後に5つ目として、まず試験焼却を行い、測定データなどにより安全性を確認したうえで、本格処理を行います。
- ・これらの方針を確実に遵守して進めていきますので、府域での各段階におきまして直接作業される方々の安全は確保されますし、焼却場や最終処分地などの周辺にお住まいの方々に対する放射能の影響はまったくないと考えております。
- ・なお、資料の裏面でございますが、被災地岩手県の廃棄物の状況といたしまして、これまでご説明をいたしました岩手県内での破碎・選別処理工程のイメージ、あるいは廃棄物の放射性セシウム濃度の具体的なデータなどを記載しておりますのでご参照ください。